

令和5年 第1回 相馬地方広域水道企業団議会定例会
(記者用資料)

令和5年2月16日午前10時開議

提出案件

議案第1号 地方公務員の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

原案可決

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、役職定年制の導入、給与、勤務体制その他の取り扱いについて規定を整備するため、関係する条例を一括して改正する条例を制定するものであります。

議案第2号 相馬地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

原案可決

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、育児休業の取得に係る要件の緩和等を行うため所要の改正を行うものであります。

議案第3号 相馬地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

原案可決

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度の全国的な共通ルールが整備されたことから、同法に基づき個人情報保護制度を運用するため、現行の相馬地方広域水道企業団個人情報保護条例を廃止し、新たに法律の施行のための条例を制定するものであります。

議案第4号 相馬地方広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例について

原案可決

(提案理由)

現行の相馬地方広域水道企業団情報公開条例において、新たに制定される個人情報の保護に関する法律施行条例における公文書の定義、並びに開示請求の決定に関する期限等について整合性を確保する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号 相馬地方広域水道企業団特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について

原案可決

(提案理由)

個人情報保護条例及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、引用の修正、並びに適用除外とする条例の変更等を行うために改正するものであります。

議案第 6 号
原案可決

令和 4 年度相馬地方広域水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）

（提案理由）

予算に変更が生じるため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づき、提案するものであります。

税込みの水道事業収益は 14,399 千円減額し、補正後の収益的収入額を 1,553,916 千円、税込みの水道事業費用は 10,382 千円増額し、補正後の収益的支出額を 1,593,997 千円とするものであります。

次に税込みの資本的収入額は 87,301 千円減額し、補正後の資本的収入額を 201,953 千円とし、資本的支出額については 386,555 千円減額し、補正後の資本的支出額を 989,160 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、787,207 千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第 7 号
原案可決

令和 5 年度 相馬地方広域水道企業団水道事業会計予算

（提案理由）

地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定に基づき提案するものであります。

税込みの収益的収入額を 1,484,514 千円、税込みの収益的支出額を 1,428,116 千円とし、税込みの資本的収入額を 149,104 千円、税込みの資本的支出額を 989,004 千円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 839,900 千円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、及び過年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

議案第 8 号
原案可決

相馬地方広域水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の制定について

（提案理由）

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、法律の対象から除外されている議会における個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものであり、議員提案として提案するものであります。

報告案件
監査報告

例月出納検査の結果報告について

（提案理由）

地方自治法第 235 条の 2 第 3 項に基づき、令和 4 年 7 月から 12 月までの例月出納検査結果を報告するものであります。

その他

南相馬市議会議員の改選に伴い新たに 2 名の議員が選出され、副議長の選挙（指名推選方式）により、下記議員が当選されております。

○副議長（再任） 鈴木 貞正 氏（すずき さだまさ） 昭和 21 年 8 月 23 日生まれ